目　次

まえがき
初出一覧

序　章　計画確定手続と計画確定決定（概観）―― 1

Ⅰ　計画確定手続　1
1　部門計画法と計画確定、計画確定手続　1
2　計画確定手続に適用される行政手続法の規定　3
3　聴聞手続　5
4　環境適合性審査法との関係　8
Ⅱ　計画確定決定　9
1　計画確定決定と計画許可　9
2　計画確定決定の実体的要件、保護負担　11
3　計画確定決定の法効果　16
4　計画確定決定に対する法的救済　17

第一章　計画確定決定の取消訴訟における出訴資格と理由具備性 ―― 26

Ⅰ　収用的利害関係人　27
1　収用法上の先行効果と出訴資格　27
2　完全審査請求権とその制限　30
3　計画の正当化　36
4　手続の瑕疵　38
Ⅱ　間接的利害関係人　48
1　適正な衡量を求める権利　48
2　その他の実体的保護規範・実体的瑕疵　56
3　手続の瑕疵　58
Ⅲ　市 町 村　63
1　土地所有者としての市町村　63

2　自治行政権の主体としての市町村　67
3　手続の瑕疵　70
Ⅳ　環境団体　72
1　法的救済の許容性（適法性）に関する要件　73
2　理由具備性に関する要件　77
3　手続の瑕疵　80
Ⅴ　出訴資格と理由具備性の判断の特色、現状と課題　82
1　計画確定決定の取消訴訟と権利侵害要件　83
2　収用的利害関係人と完全審査請求権　86
3　間接的利害関係人と市町村、適正な衡量を求める権利　87
4　環境団体　90
第一章のまとめ　92

第二章　計画確定決定の衡量統制 ―――― 95

Ⅰ　衡量要請と衡量の瑕疵　96
1　計画上の形成の自由ないし計画裁量　96
2　衡量要請とその違反　99
3　衡量の瑕疵の類型（衡量瑕疵論）　102
Ⅱ　衡量の瑕疵の有意性　108
1　衡量の瑕疵の有意性に関する規定の追加　108
2　連邦行政裁判所の判例の展開　111
3　連邦憲法裁判所2015年12月16日決定――実効的な権利保護の推進　113
Ⅲ　騒音防止措置・騒音対策　115
1　保護負担　116
2　計画上の衡量に基づく騒音防止措置　119
3　夜間飛行の禁止・制限　121
Ⅳ　代替案の審査・選択　127
1　空　港　127
2　道　路　129
3　鉄　道　138
4　送 電 線　140

Ⅴ　計画確定決定の衡量統制の特色、現状と課題　144
1　建設計画法における衡量と部門計画法における衡量　144
2　衡量の瑕疵の類型　146
3　衡量の瑕疵の有意性とその判断　150
4　騒音防止措置・夜間飛行禁止　154
5　代替案の審査・選択に関する衡量統制　155
第二章のまとめ　157

第三章　計画補完・補完手続による瑕疵の除去 ―――― 159

Ⅰ　判例による計画補完の形成　160
1　保護負担を求める義務付け訴訟と計画確定決定の取消訴訟　161
2　計画確定決定の取消しの制限と計画補完　163
3　計画補完に関するその後の判例（計画補完・補完手続規定の追加前）　165
Ⅱ　計画補完・補完手続規定の追加と改正　169
1　計画策定簡素化法　169
2　許可手続迅速化法　171
3　インフラストラクチャー計画策定迅速化法　173
4　計画統一化法　174
5　環境・法的救済法とその改正　175
Ⅲ　計画補完の運用　177
1　判例の展開　177
2　個別的論点　185
Ⅳ　補完手続による瑕疵の除去　195
1　判例の展開　195
2　個別的論点　207
Ⅴ　計画補完と補完手続の意義、建設法典との比較　217
1　計画確定決定と計画補完・補完手続　217
2　建設法典214条４項の補完手続との比較　220
第三章のまとめ　224

第四章　計画確定決定の執行停止 ―――― 226

Ⅰ　取消訴訟の延期効とその排除　227

1　延期効の発生とその内容　227
2　延期効が生じない場合　229
3　計画確定決定に対する取消訴訟の延期効の排除　231

Ⅱ　延期効の命令・回復（一般論）　236

1　裁判所による延期効の命令・回復、申立ての適法性　236
2　申立ての理由具備性　241
3　決定の変更等　252

Ⅲ　延期効の命令が求められた例　253

1　連邦行政裁判所1996年５月15日決定・2009年４月２日決定　253
2　連邦行政裁判所2001年10月29日決定・2005年４月14日決定　256
3　連邦行政裁判所2008年５月20日決定・７月30日決定　259
4　連邦行政裁判所2010年９月22日決定　261
5　連邦行政裁判所2012年３月１日決定　263
6　連邦行政裁判所2015年１月23日決定　264
7　連邦行政裁判所2020年10月28日決定、連邦憲法裁判所2021年５月20日決定　265
8　連邦行政裁判所2021年６月15日決定　268
9　連邦行政裁判所2022年５月11日決定　270

Ⅳ　計画確定決定の執行停止の特色・現状　271

1　法律による延期効の排除　271
2　申立ての理由具備性の判断基準　273
3　連邦行政裁判所の具体的判断　275
4　行政裁判所法80ｃ条の追加　280

第四章のまとめ　281

第五章　計画確定決定が不可争になった後の救済 ―――― 283

Ⅰ　計画確定の法効果　284

1　行政手続法75条１項　284
2　行政手続法75条２項１文　285
3　部門計画法律の規定　288

4　計画確定決定の失効　289
Ⅱ　事後的命令と補償　291
1　条文構造　291
2　事後的命令を求める請求権　298
3　予防措置等に代わる金銭補償　308
Ⅲ　行政手続法による取消し・撤回　311
1　行政手続法48条・49条と計画確定決定　311
2　判例の展開　312
3　学説の状況　324
Ⅳ　計画確定決定が不可争になった後の救済のあり方　325
第五章のまとめ　329

終　章　ドイツにおける計画確定決定を争う訴訟の現状と展望、そして日本 ―― 331
Ⅰ　訴えの提起に関する要件と本案に関する要件　331
1　原告の権利ないし利益の侵害　331
2　収用的利害関係人と完全審査請求権　332
3　間接的利害関係人と適正な衡量を求める権利　334
4　市町村の出訴　336
5　環境団体訴訟　337
Ⅱ　衡量の瑕疵とその効果　339
Ⅲ　瑕疵の除去・計画の修正　341
1　計画補完・補完手続による瑕疵の除去　341
2　都市計画争訟制度に関する報告書　342
Ⅳ　執行停止　345
Ⅴ　不可争性の発生後の救済　347
Ⅵ　公共施設の整備に関する法的救済のあり方　349

索　引